

第6回 2030年度に向けた総合物流施策大綱に関する検討会

通関業を取り巻く環境の変化と課題について

一般社団法人日本通関業連合会
会 長 岡藤 正策

1. 通関業とは

- ✦ 税関に対して行う輸出入申告や関税の納付等の通関手続について、輸出入者の代理・代行を業として行うことを通関業と言う
- ✦ 通関業者は、輸出入者を代理・代行して適正な通関手続を行う責務があり、通関手続きの適正かつ迅速な実施の確保に尽力しており、国際物流の重要なインフラとして機能
- ✦ 近年、越境ECの拡大によるBtoCの貨物の取扱量が急増し、通関手続が量的・質的に大きく変化する中で、関税等の適正な納付確保や社会悪物品の密輸阻止への協力等、国際物流における通関業者の役割は益々重要性を増してきている

◎ 輸入通関の流れ



◇ 通関業者の役割

輸入貨物について、輸入者に代理・代行して、品目分類、関税関係法令以外の許可・承認等の要否の確認、関税の計算等を行い、輸入申告書を作成、税関に提出

2. 一般社団法人日本通関業連合会について

- ✦ 日本通関業連合会は、荷主(輸出入者)の依頼を受け輸出入通関手続きを代理・代行して行う通関業者を会員とする業界団体
- ✦ 会員は9の団体会員(各地区通関業会)及び44社の個人会員の計53者

◎通関業連合会の概要

◇設立目的

国際貿易の現状や社会的ニーズに関する調査研究等を行うとともに、輸出入者に対する助言、情報の提供等により、輸出入通関の円滑化、適正化に貢献し、もって国民生活の安全確保と輸出入貿易の健全なる発展に寄与すること

◇沿革

昭和22年 「全国税関貨物取扱人連合会」設立
昭和43年 「日本通関業会連合会」設立
平成 6年 「社団法人日本通関業連合会」に変更
平成25年 「一般社団法人日本通関業連合会」に変更

◎通関業について

◇根拠法令：通関業法（第2条第3号、第3条第1項）

「通関業を営もうとする者は、財務大臣の許可を受けなければならない。」

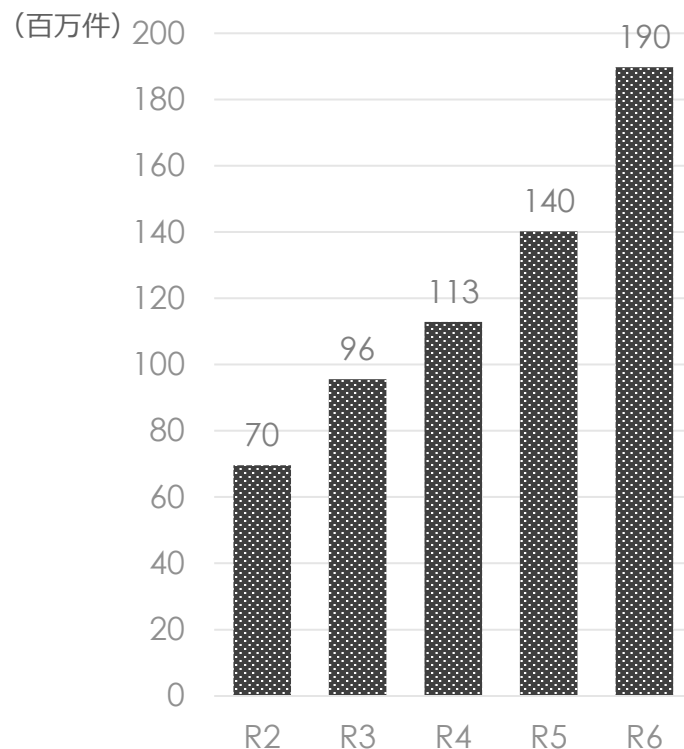
◇通関業者・通関士の数（出所）財務省 令和7年4月現在

通関業者： 988 者
通 関 士： 8,340 人

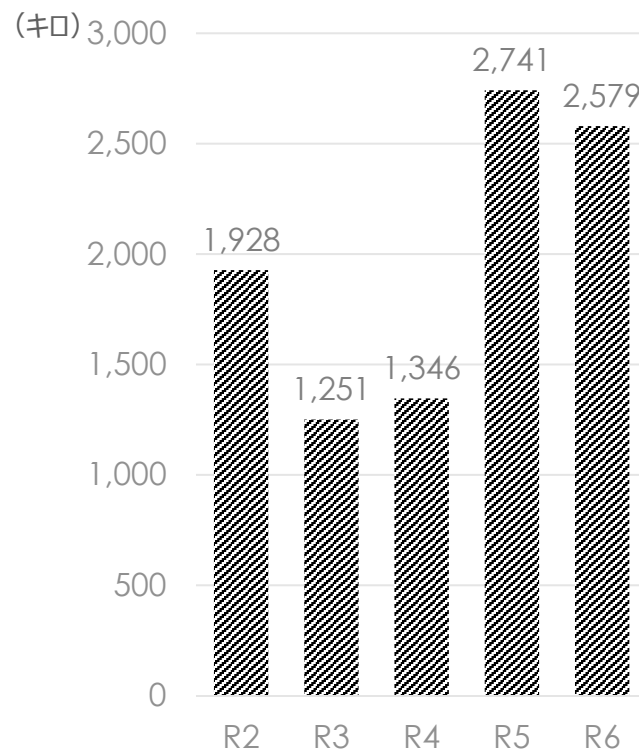
3. 通関業を取り巻く環境の変化について（1）

- ① 自由貿易・経済連携協定（FTA/EPA）の拡大、米国トランプ政権の関税政策及び経済安全保障への対応等、通関業務は益々複雑化・困難化が増大
- ② 近年、輸入貨物が急増する中、不正薬物や知的財産侵害物品などの密輸も高止まり

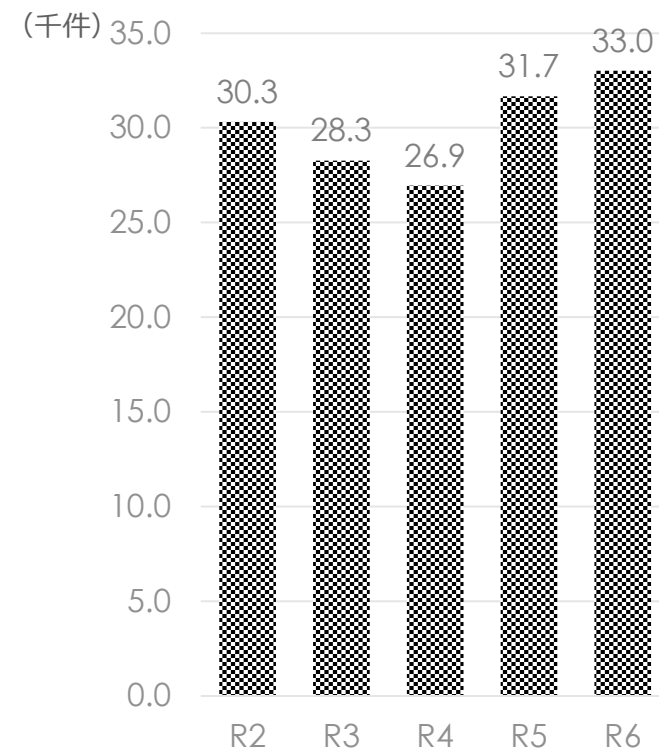
◎ 輸入許可件数の推移



◎ 不正薬物の押収量の推移



◎ 知的財産権侵害物件の
輸入差止件数の推移



3. 通関業を取り巻く環境の変化について（2）

- ③ 東日本大震災(2011年・平成23年)、台風21号による関西空港の冠水(2018年・平成30年)や新型コロナウイルスのパンデミック等、大型の自然災害などが多発し、サプライチェーンの寸断、混乱が発生している状況において、通関手続を含む物流の途絶を防止する対策が必要
- ④ 我が国の急速に進展する人口減少により、生産年齢人口の大幅減少と人手不足が深刻



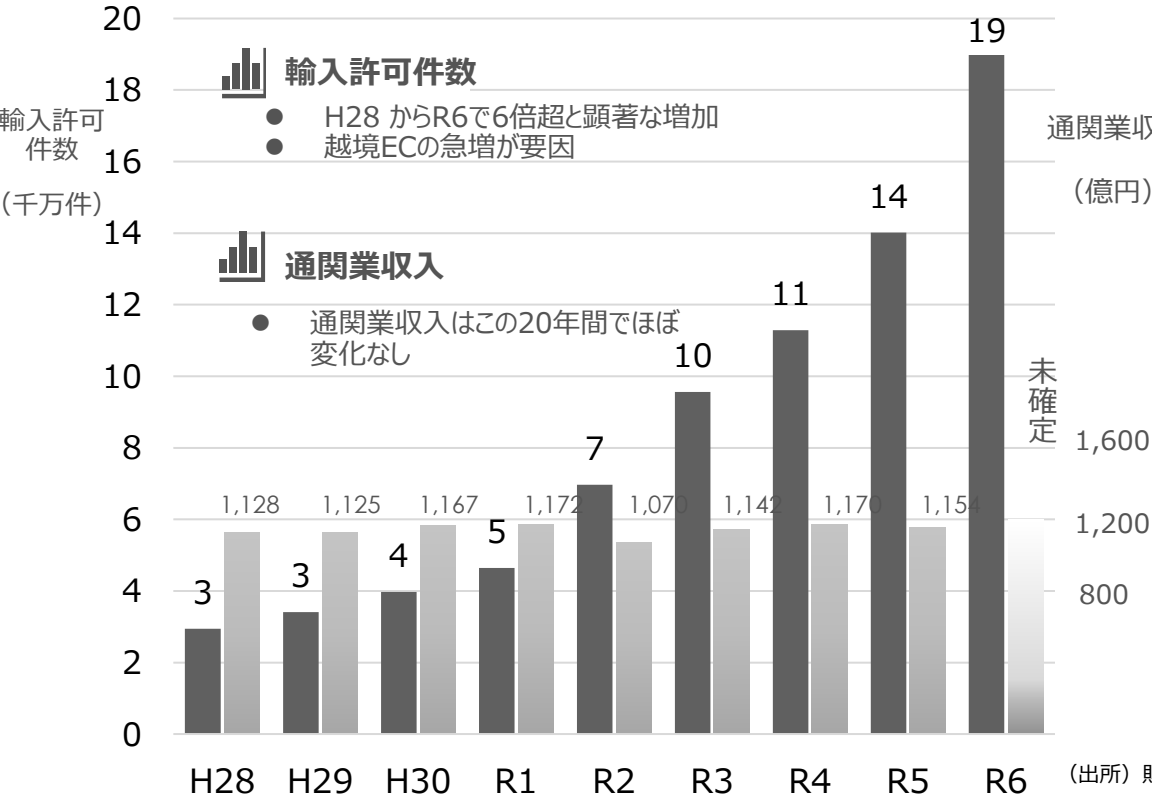
イメージ写真



2018台風21号で関空連絡橋に衝突したタンカー 出所：近畿地方整備局

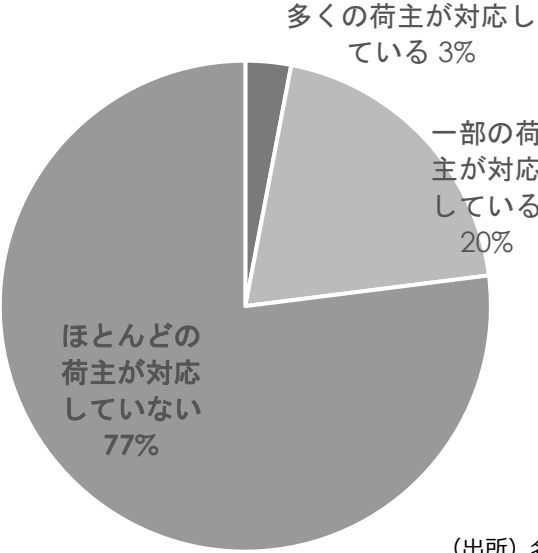
4. 通関業が抱える課題について

- ✦ 通関業法の一部改正(平成29年) に併せて通関業務料金の上限額が撤廃され、自由化。一方で、通関業務収入は過去20年間ほとんど変化なし
- ✦ 近年人件費が上昇しているにもかかわらず、通関業務料金における労務費の転嫁が進んでいないことから、特に中小の経営環境は厳しく、円滑なサプライチェーンの確保、コンプライアンスの維持が危機的状況
- ✦ 通関業の社会的重要性に鑑み、今後とも適正な業務運営を確保するためには、通関業務にかかるコストの通関業務料金への適切な転嫁及び業務に見合った通関業務料金の収受が必要

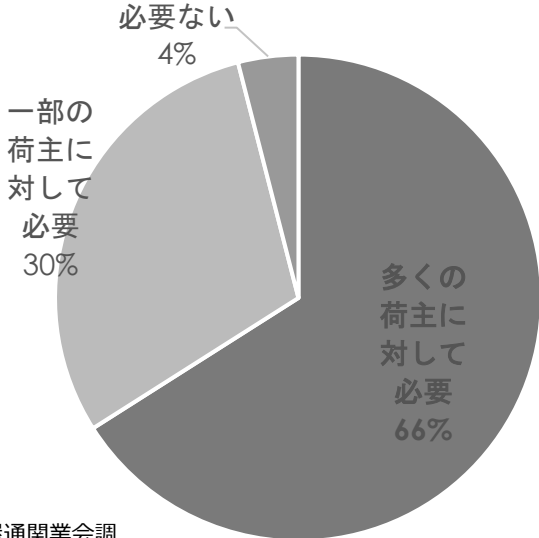


● 通関業務料金に関するアンケート調査

労務費転嫁に関する協議の場の有無



通関業務料金の値上げの必要性



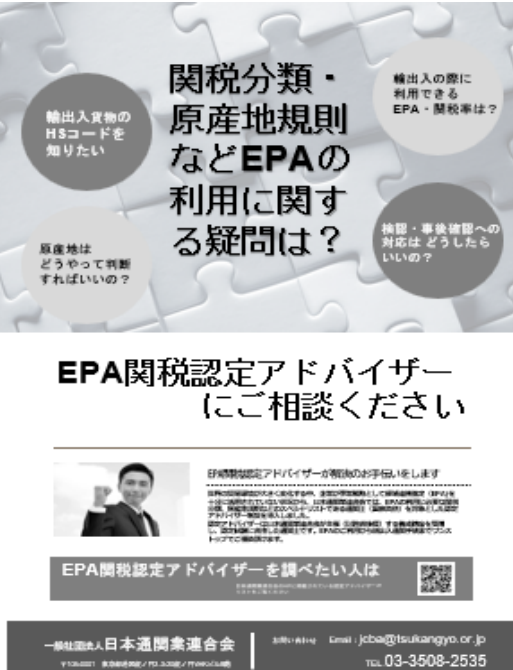
(出所) 名古屋通関業会調

5. 競争力向上に向けた新たな取組みについて

- ✦ 昨年度、財務省関税局が主催した「EPA利用推進有識者勉強会」において、EPA利用における専門家が不足しているとの指摘とともに、関税ルールの専門家である通関士を対象としたEPA関税認定アドバイザー制度の創設を提言
- ✦ 本年6月に、日本通関業連合会は財務省の後援を得て「EPA関税認定アドバイザー」の養成講座を開講し、「経営戦略と関税」等について講義。93名の通関士を認定アドバイザーに認定
- ✦ EPA関税認定アドバイザーを活用した通関業務サービスの高度化による人材育成を通じ、我が国の輸出競争力の向上に期待

【養成講座の概要】

開催日	コマ数**	講義名
6月10日(火)	1回	① WTO 協定とEPA 動向
6月10日(火)	2回	② 経営戦略と関税
6月10日(火)	1回	③ EPA 特恵関税活用(分野別・酒類)
6月11日(水)	2回	④ 企業会計基礎
6月11日(水)	2回	⑤ EPA 特恵関税活用(分野別・自動車部品)
6月12日(木)	1回	⑥ EPA 特恵関税活用(分野別・繊維①)
6月12日(木)	1回	⑦ EPA 特恵関税活用(分野別・繊維②)
6月12日(木)	2回	⑧ EPA 活用における企業課題と対応策
6月13日(金)	2回	⑨ EPA 特恵関税活用実務(原産地規則編)
6月13日(金)	2回	⑩ EPA 特恵関税活用実務(関税分類編)
合計	16回	(=24 時間)4日間



関税分類・原産地規則などEPAの利用に関する疑問は？

輸出入貨物のHSコードを知りたい

輸出の際に利用できるEPA・関税率は？

検閲・事後確認への対応はどうしたらいいの？

原産地はどうやって判断すればいいの？

**EPA関税認定アドバイザー
にご相談ください**

印税関税認定アドバイザーがあなたのお手伝いをします

関税・貿易に関する専門知識と経験豊富な通関士が、あなたの企業に最適なEPAの活用方法をアドバイスします。EPAの活用により、関税負担を削減し、競争力を向上させることができます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

お問い合わせ先: 日本通関業連合会 (JCA)

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1 日本通関業連合会ビル 10F

TEL: 03-3508-2535

Email: jcaa@tsukangyo.or.jp